

近接工事の協議

～京王線・井の頭線の近くで工事を行われる皆様へ～



京王電鉄株式会社

I.線路近接工事・近接協議とは

鉄道周辺で行う工事を「鉄道近接工事」といい、些細なミスや不注意により列車の脱線や感電など重大な事故につながる危険があります。そのため線路近接工事を予定されている方はあらかじめ弊社と打合せを行い、安全に施工できるように手続きを取っていただく必要があります。

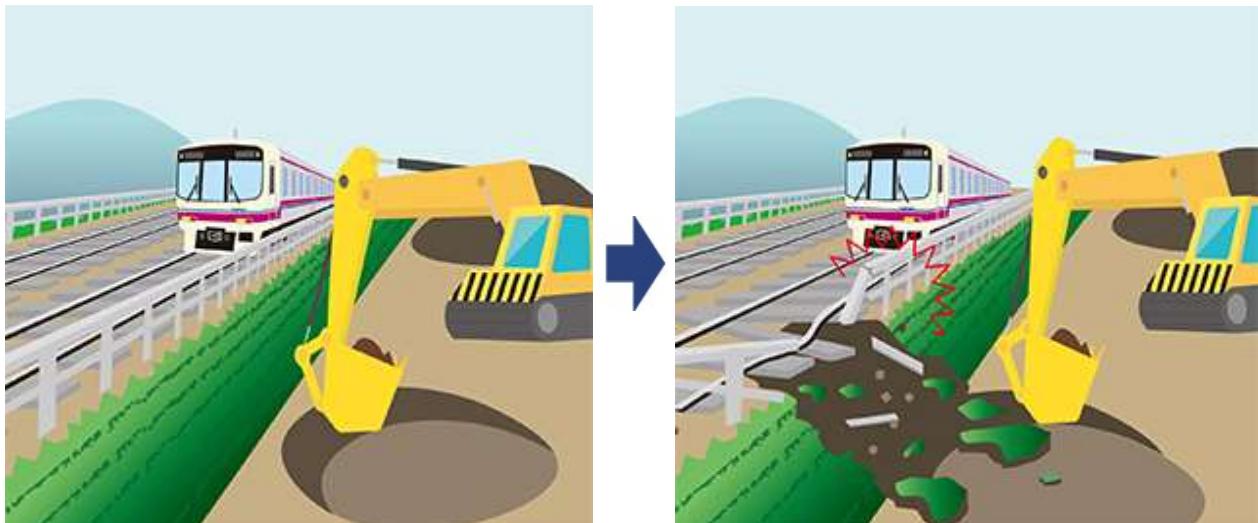
事故を起こした場合、事業者または責任者が刑罰（往来を妨害する罪など）や行政処分を科せられる場合があります。また列車運休や復旧作業などに対する補償として、当社より損害賠償請求を行う場合もあります。

II.近接工事の代表的な作業例と事故例

線路の近くで工事（近接工事）をする場合は、事前に打合せをお願いいたします。

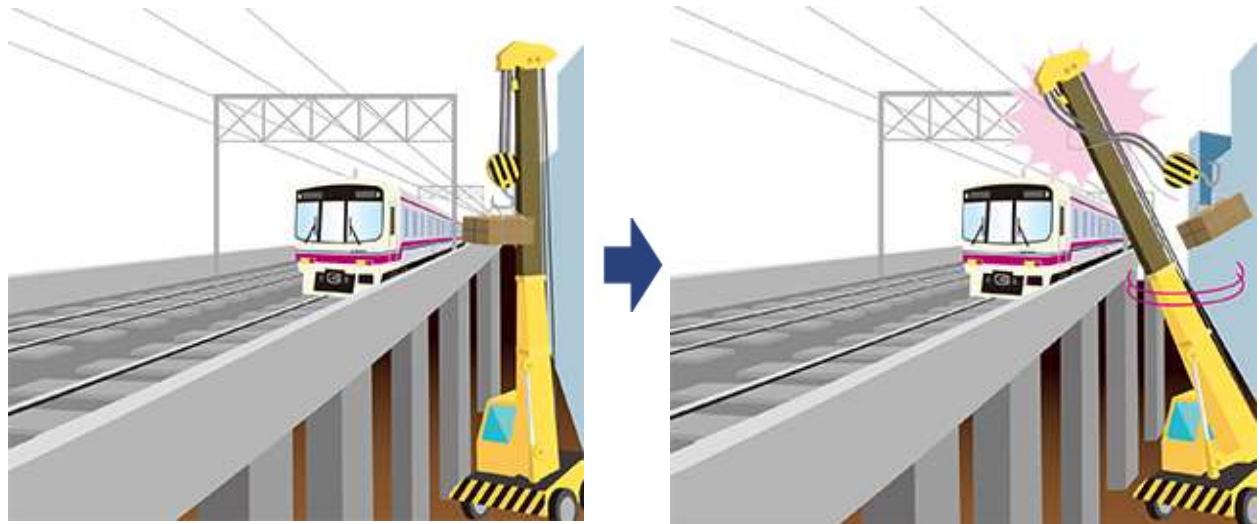
①掘削作業

線路付近での掘削や杭の打設により、地盤が緩んで線路が傾き長時間列車を止める場合があります。



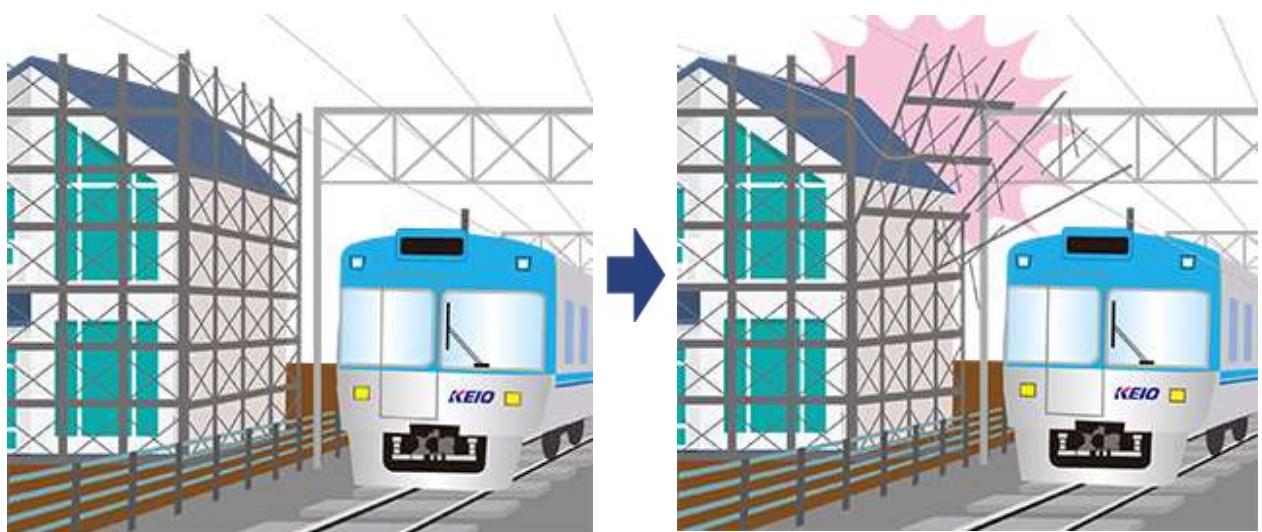
②重機を使った作業

線路付近でクレーン車などを使う場合は、荷物やクレーンが電柱や電車線に触れ感電する危険や、長時間列車を止める場合があります。



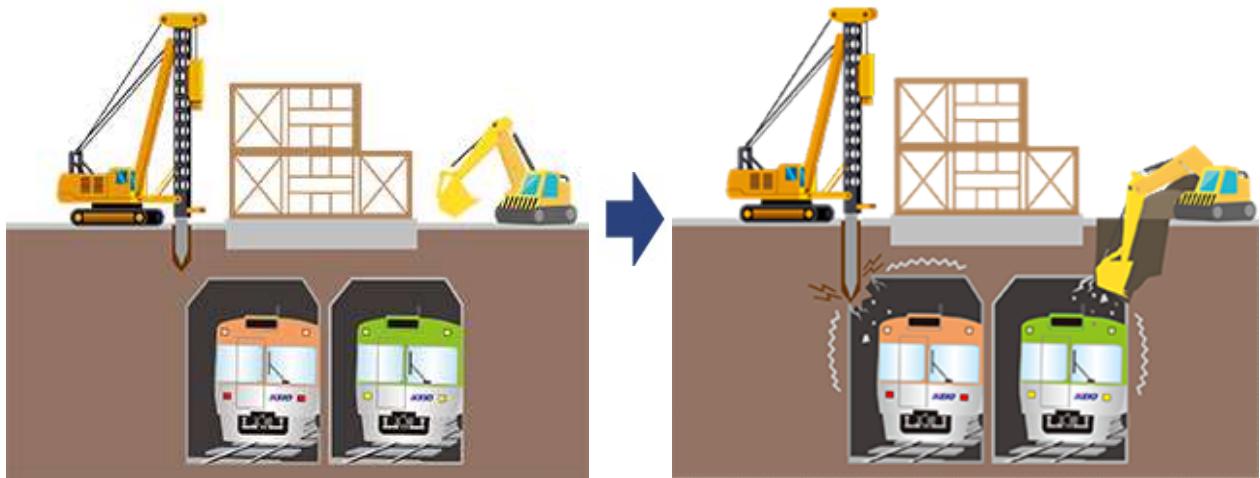
③足場を使った作業

線路付近で工事足場が倒れると、線路や電車線などの鉄道施設を支障し感電や長時間列車を止める場合があります。



④トンネル付近での作業

トンネル等の地下構造物付近で掘削や杭の打設などを行われる場合、鉄道施設に影響を与える可能性があります。



近接工事をする方は、法人・個人問わず、以下の要綱等に基づき協議が必要になります。

- 建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）
- 労働安全衛生規則第5章電気による危険防止

III.協議に際してのお願い事項

●協議に要する期間

内容により、1か月～3か月程度のお時間をいただいておりますので余裕をもってお申込みください。

※受付が集中した際は、お時間を要する場合があります。

※内容により、協議にさらに時間を要する場合があります。

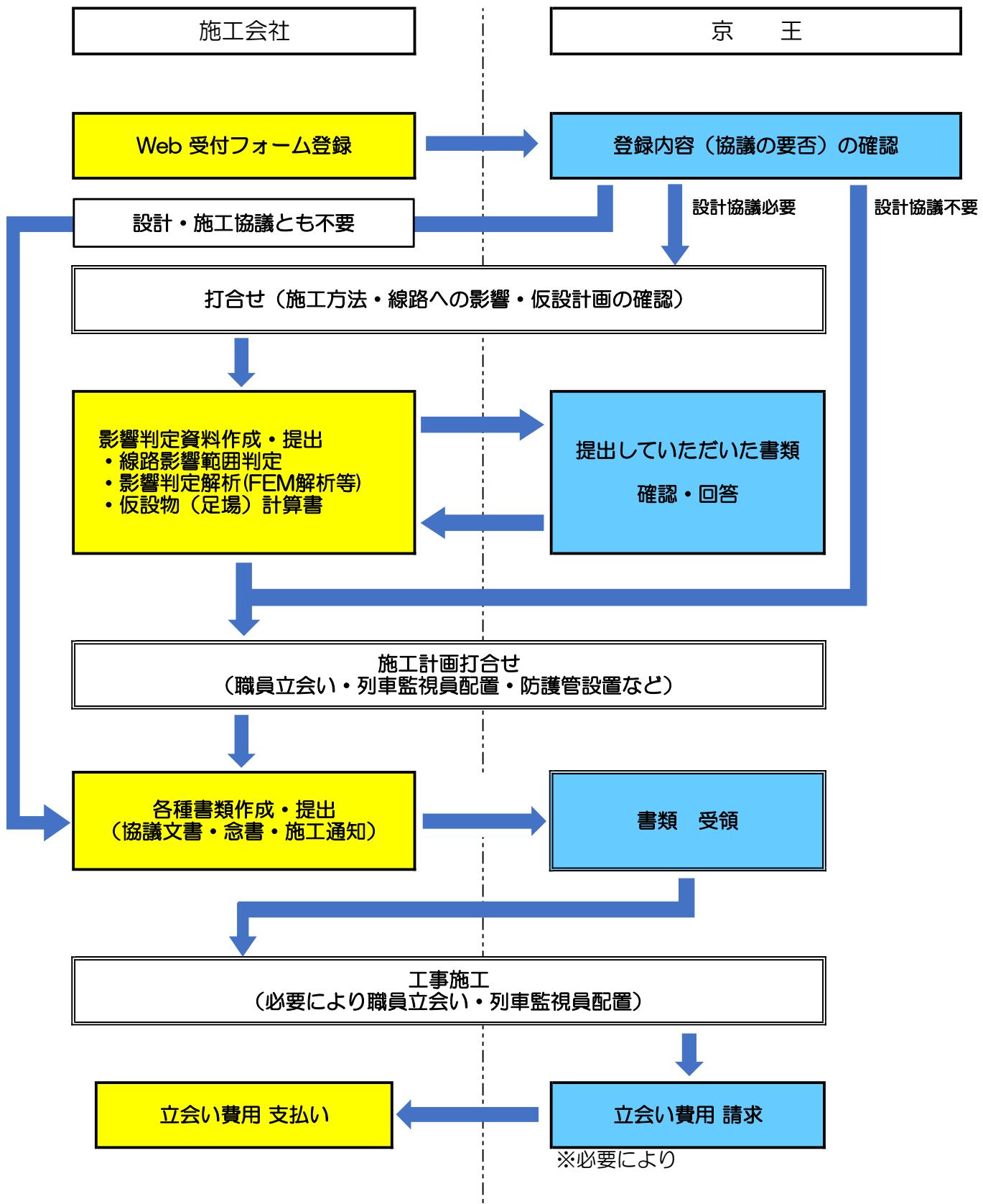
●費用について

- ・列車の安全・安定運行確保のため、下記の各種費用をご負担していただく場合があります。
- ・費用は近接工事の内容によりますので、協議打合せの中で決定いたします。

各種費用

立会い費用	作業状況、終電確認、作業終了後の線路内点検等に必要な当社社員の立会い費及び管理費用
列車監視員費	施工方法にて、列車間合いで作業して頂く際、列車監視業務を専任する監視員の費用 ※列車監視員は当社の資格を有する列車監視員
高压線等防護費	電線の接触等による損傷を防止するための防護管取付・撤去費
検電短絡接地費	鉄道高压線を停電する際に必要な処置費用

IV.協議の流れ



V.よくあるご質問

Q 協議はなぜ必要なのか。

線路の近くで住宅や施設などの工事（以下、近接工事）を行う場合、少しのミスが重大な事故を招きます。過去には**人命にかかわる重大な事故や、地盤が緩んで線路が傾くことで長時間列車を止め、鉄道を利用する多くの方にご迷惑をおかけした事案**ことが発生しております。そのため、近接工事を予定

A **されている場合は、あらかじめ弊社と打ち合わせしていただく必要があります。**近接工事の施工に伴う事故を確実に防止するため、必要な安全対策についてお願いすることとなりますが、ご理解とご協力を願いいたします

Q どのようなことが近接工事に該当しますか。
また、線路からどの程度離れればよいのですか。

A **直接・間接問わず、鉄道へ配慮を要する範囲での工事および作業が協議対象となります。**作業内容や周辺環境によりその範囲は変わりますので、**近接工事受付フォーム**よりお申込みいただき、協議の要否をご確認ください。
(https://www.keio.co.jp/train/other/kinsetsu_kouji/index.html)

Q 鉄道用地内に入っても大丈夫ですか。

A **無断で鉄道用地内に入ると鉄道営業法やその他法令に抵触し処罰の対象となります**ので絶対におやめください。
作業の都合上、やむを得ず線路内に立ち入る必要がある場合は、工事の大小にかかわらず必ず事前にご相談ください。

Q 土休日の立会はできますか。

A 立会は**平日（おおむね9:30～16:00頃）のみとさせていただいて**おります。

Q 夜間に工事を行う際、工事可能時間の目安を教えてください。

A 夜間作業の時間は、終列車通過後から初列車通過前（※1:00～4:00）の時間で準備・片付け作業も含まれます。また停電を伴う作業の時間帯は（※1:30～3:40）になってます。（※列車の運行状況により前後することがあります。）

Q 鉄道用地に仮設物を設置することはできますか。

A 原則、設置できません。

Q 線路に隣接していることにより、何か建築制限はありますか。

A 一般には、線路に隣接することで建築に制限を受けることはなく、建築基準法等の関係法令に適合する建築物であれば建築可能です。また、建築行為に伴い列車運行や鉄道施設への影響が懸念される場合は、施工上の制限をお願いすることがありますので、必ず事前にご相談ください。

Q トンネル等地下構造物の上部にかかる土地で建築計画があります。登記に何も記載がないのですが、何か建築制限はありますか。

A トンネル等地下構造物の上部の建築については、登記に記載が無い場合でも基礎構造や荷重の制限をお願いする場合がございます。建築の計画がある場合は必ず事前にご相談ください。